

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・〇八八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。</p> <p>4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十（略）</p> <p>第六条の二 法第四条第一項第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一五（略）</p> <p>第六条の二の二 法第四条第一項第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（免許を要しない無線局）</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 一三（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 法第四条第二号の総務省令で定める無線局は、A三E電波二六・九六八MHz、二六・九七六MHz、二七・〇四MHz、二七・〇八MHz、二七・〇八八MHz、二七・一一二MHz、二七・一二MHz又は二七・一四四MHzの周波数を使用し、かつ、空中線電力が〇・五ワット以下であるものとする。</p> <p>4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十（同上）</p> <p>第六条の二 法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一五（同上）</p> <p>第六条の三 法第四条第三号又は第四号に掲げる無線局に使用するための無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号又は呼出名称の指定を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2（同上）</p>

第六条の二の三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

第六条の三 法第四条第二項の総務省令で定める期間は、九十日とする。

(パーソナル無線に係る無線設備の変更等)

第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、次に掲げる無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

一 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用する簡易無線局（以下「パーソナル無線」という。）

二 (略)

(請求の単位)

第十一条の二の五 (略)

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第一項第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種類別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一(三) (略)

(パーソナル無線に係る無線設備の変更等)

第九条の三 総務大臣又は総合通信局長は、次に掲げる無線局に係る法第十七条第一項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であつて、設備規則第九条の二に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

一 九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用し、かつ、法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）のみを使用する簡易無線局（以下「パーソナル無線」という。）

二 (同上)

(請求の単位)

第十一条の二の五 (同上)

2 前項の規定にかかわらず、登録局（法第四条第四号に規定する登録局をいう。以下同じ。）に関する、混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種類別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所（移動する無線局にあつては、移動範囲）及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。

一(三) (同上)

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

- 一 法第四条第一項第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作
二～八 (略)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

- 一 法第四条第一項、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の十八第二項、第二十七條の十九から第二十七條の二十二まで、第二十七條の二十三第二項及び第四項、第二十七條の二十四第二項、第二十七條の二十五、第二十七條の二十六第一項、第二十七條の二十七、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第二項、第二十七條の三十第二項及び第四項、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

- 一 法第四条第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作
二～八 (同上)

(権限の委任)

第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

- 一 法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七條第一項、第二十七條の三第一項、第二十七條の四、第二十七條の五第一項及び第二項、第二十七條の六、第二十七條の八、第二十七條の九、第二十七條の十第一項、第二十七條の十八第二項、第二十七條の十九から第二十七條の二十二まで、第二十七條の二十三第二項及び第四項、第二十七條の二十四第二項、第二十七條の二十五、第二十七條の二十六第一項、第二十七條の二十七、第二十七條の二十八、第二十七條の二十九第二項、第二十七條の三十第二項及び第四項、第二十七條の三十一、第二十七條の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九

条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1)・(2) (略)

二 (略)

二の二 法第二十四条の二第一項、第二項及び第四項、第二十四条の二の二第一項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項、第二十四条の十並びに第二十四条の十一の規定に基づく総務大臣の権限

二の二の二 (略)

二の二の三 法第二十六条の二（第三項を除く。）の規定に基づく総務大臣の権限

二の三〇八 (略)

二〇五 (略)

別表第一号 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式（第6条の2の2第1項関係）

呼出符号 (呼出名称) 指定申請書	年	月	日
総務大臣殿			

第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

(1)・(2) (同上)

二 (同上)

二の二 法第二十四条の二第一項、第二項及び第四項、第二十四条の二の二第一項、第二十四条の三、第二十四条の四第一項、第二十四条の五第一項、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第一項及び第二項、第二十四条の八第一項、第二十四条の九第一項、第二十四条の十並びに第二十四条の十一の規定に基づく総務大臣の権限

二の二の二 (同上)

二の二の三 法第二十六条の二（第三項を除く。）の規定に基づく総務大臣の権限

二の三〇八 (同上)

二〇五 (同上)

別表第一号 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式（第6条の3第1項関係）

呼出符号 (呼出名称) 指定申請書	年	月	日
総務大臣殿			

申請者 住所 (注1) 印
氏名 (注2)

下記の無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号 (呼出名称) の指定を受けたいので、電波法施行規則第6条の2の2第1項の規定により申請します。
記

種 別 (注3)	
製 造 者 名	
指定を希望する無線設備の数量	
指定を希望する呼出符号 (呼出名称) の数	
備 考	

短 辺 (日本工業規格 A列 4 番)
(注略)

別表第一号の二 呼出符号又は呼出名称指定書の様式 (第6条の2の2第2項関係)
(表略)
(注略)

申請者 住所 (注1) 印
氏名 (注2)

下記の無線設備について、当該無線設備を使用する無線局の呼出符号 (呼出名称) の指定を受けたいので、電波法施行規則第6条の3第1項の規定により申請します。
記

種 別 (注3)	
製 造 者 名	
指定を希望する無線設備の数量	
指定を希望する呼出符号 (呼出名称) の数	
備 考	

短 辺 (同上)
(日本工業規格 A列 4 番)

別表第一号の二 呼出符号又は呼出名称指定書の様式 (第6条の3第2項関係)
(同上)
(同上)

別表第二号の二三 (第11条の2の3関係)

対象となる無線局	情報提供項目
(注略)	1 免許人等の氏名又は名称 (注1)
	2 住所 (注2)
	3 無線局の種類別
	4 無線局の目的及び通信事項 (注3)
	5 無線設備の設置場所 (注4)
	6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅 (注5)
	7 空中線電力
	8 適合表示無線設備の番号 (注6)
	9 開設している無線局の数 (注7)

別表第二号の二三 (第11条の2の3関係)

対象となる無線局	情報提供項目
(同上)	1 免許人等の氏名又は名称 (注1)
	2 住所 (注2)
	3 無線局の種類別
	4 無線局の目的及び通信事項 (注3)
	5 無線設備の設置場所 (注4)
	6 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅 (注5)
	7 空中線電力
	8 適合表示無線設備の番号 (注6)
	9 開設している無線局の数 (注7)

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第二百十四条 法第七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。 一 電波法第四條第一項の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送 二 八 (略)</p>	<p>(適用除外) 第二百十四条 法第七十六条第一項に規定する放送は、次に掲げるものとする。 一 電波法第四條の規定により開設に免許を要しない無線局を用いて行われる放送 二 八 (同上)</p>

改正後	改正前
<p>(免許の単位) 第二条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 同一人において、法第四条第一項第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）であるラジオゾンデを使用しようとする場合であつて、その損耗の都度、当該設備の工事設計に基づく特定無線設備であつて、適合表示無線設備であるものを使用しようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該設備を特定地点において使用しようとするときにあつてはその場所、一定の区域内において移動して使用しようとするときにあつてはその区域ごとに、引き続き使用しようとする設備を含めて単一の気象援助局として申請することができる。</p> <p>9 (略)</p> <p>(認定の申請) 第二十五条の四 (略)</p> <p>2 法第二十七条の十三第二項第十一号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(免許の単位) 第二条 (同上) 2～7 (同上)</p> <p>8 同一人において、法第四条第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）であるラジオゾンデを使用しようとする場合であつて、その損耗の都度、当該設備の工事設計に基づく特定無線設備であつて、適合表示無線設備であるものを使用しようとするときは、第一項の規定にかかわらず、当該設備を特定地点において使用しようとするときにあつてはその場所、一定の区域内において移動して使用しようとするときにあつてはその区域ごとに、引き続き使用しようとする設備を含めて単一の気象援助局として申請することができる。</p> <p>9 (同上)</p> <p>(認定の申請) 第二十五条の四 (同上)</p> <p>2 法第二十七条の十三第二項第十号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一～四 (同上)</p> <p>3 (同上)</p>

改正後	改正前
<p>（混信防止機能） 第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなればならない混信防止機能は、次のとおりとする。 一〜十二 （略）</p> <p>（市民ラジオの無線局の無線設備） 第五十四条の二 市民ラジオの無線局（法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一〜七 （略）</p>	<p>（混信防止機能） 第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなればならない混信防止機能は、次のとおりとする。 一〜十二 （同上）</p> <p>（市民ラジオの無線局の無線設備） 第五十四条の二 市民ラジオの無線局（法第四条第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。 一〜七 （同上）</p>

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（特定無線設備等） 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二の二（略）</p> <p>三 市民ラジオの無線局（法第四条第一項第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備</p> <p>三の二 六十八（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（特定無線設備等） 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二の二（同上）</p> <p>三 市民ラジオの無線局（法第四条第二号の総務省令で定める無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備</p> <p>三の二 六十八（同上）</p> <p>2（同上）</p>

○特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第四百四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（無線局の目的）</p> <p>第三条 次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 小電力業務用 電波法施行規則第六条第一項第二号に規定するもの又は法第四条第一項第二号若しくは第三号に規定するものいづれかに該当するものであること。</p> <p>十三 （略）</p>	<p>（無線局の目的）</p> <p>第三条 次条の無線局の目的は、次の各号に掲げるとおり区分し、それぞれ、当該各号に掲げる範囲の無線局が該当するものとする。</p> <p>一～十一 （同上）</p> <p>十二 小電力業務用 電波法施行規則第六条第一項第二号に規定するもの又は法第四条第二号若しくは第三号に規定するものいづれかに該当するものであること。</p> <p>十三 （同上）</p>

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法別表第一の総務省令で定める事務） 第一条（略） 2～26（略） 27 法別表第一の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）<u>第四条</u>第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二～十三（略） 28～135（略）</p>	<p>（法別表第一の総務省令で定める事務） 第一条（同上） 2～26（同上） 27 法別表第一の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）<u>第四条</u>の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二～十三（同上） 28～135（同上）</p>

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

別表（第三条関係）		改正後	
法令名	条 項	法令名	条 項
<p>電波法施行規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十四号）</p>	<p>（略）</p>	<p>電波法施行規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十四号）</p>	<p>（同上）</p>
<p>（略）</p>	<p>第六条の二の二、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十三条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十から第五十一条の十の三まで、第五十一条の十の六第六項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四</p>	<p>第六条の三、第三十二条の九の二（第四十五条の二の二において準用する場合を含む。）、第三十三条第七号、第三十四条の四、第三十八条第四項及び第五項、第三十九条第二項、第四十一条、第四十一条の五、第四十一条の六、第四十二条から第四十三条まで、第四十三条の三、第四十五条の三第二項、第四十六条第一項（第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第四十六条の八第一項、第五十条の四第一項、第五十条の七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十から第五十一条の十の三まで、第五十一条の十の六第六項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四</p>	<p>（同上）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（同上）</p>	<p>（同上）</p>

改正後	改正前
<p>（監視管理室及び認証推進室並びに電波環境推進官及び電波監視官） 第六十四条（略）</p> <p>2 監視管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事務のうち、電波法第百二条の十一第二項の基準不適合設備及び同法第百二条の十三第一項の特定周波数無線設備に関する事務。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>三〇七（略）</p> <p>（監視課、監視第一課、監視第二課、調査課、監視調査課、宇宙国際監視課及び宇宙国際調査課の所掌事務） 第二百九十八条 監視課、監視第一課、監視第二課、調査課、監視調査課、宇宙国際監視課及び宇宙国際調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇五（略）</p> <p>六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事務のうち、電波法第百二条の十一第二項の基準不適合設備及び同法第百二条の十三第一項の特定周波数無線設備に関する事務。</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（監視管理室及び認証推進室並びに電波環境推進官及び電波監視官） 第六十四条（同上）</p> <p>2 監視管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事務のうち、電波法第百二条の十一第一項の基準不適合設備及び同法第百二条の十三第一項の特定周波数無線設備に関する事務。</p> <p>三〇七（同上）</p> <p>三〇七（同上）</p> <p>（監視課、監視第一課、監視第二課、調査課、監視調査課、宇宙国際監視課及び宇宙国際調査課の所掌事務） 第二百九十八条 監視課、監視第一課、監視第二課、調査課、監視調査課、宇宙国際監視課及び宇宙国際調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇五（同上）</p> <p>六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事務のうち、電波法第百二条の十一第一項の基準不適合設備及び同法第百二条の十三第一項の特定周波数無線設備に関する事務。</p> <p>七（同上）</p> <p>2（同上）</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。